

I 工業統計調査の概要

1 調査の目的

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査であり、工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）によって実施される。

3 調査の期日及び対象期間

2019 年工業統計調査（平成 30 年実績）は、令和元年 6 月 1 日現在で実施した。

なお、事業所数及び従業者数、敷地面積については令和元年 6 月 1 日現在、現金給与総額、製造品出荷額等などの経理事項については平成 30 年 1 月～12 月の実績により調査している。

4 調査の範囲

2019 年工業統計調査は、日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に掲げる「大分類 E－製造業」に属する事業所（国に属する事業所及び従業者 3 人以下の事業所を除く）を対象とした。

ただし、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の影響により工業統計調査の実施が困難な地域として総務大臣及び経済産業大臣の定める地域を除外している。

〈一部の区域を除外した市町村〉

双葉郡富岡町・大熊町・双葉町・浪江町、相馬郡飯舘村

5 調査の種類

工業統計調査は、以下の区分により、調査項目数の異なる調査票を用いている。

- (1) 甲調査 … 従業者 30 人以上の事業所（調査票名は「工業調査票甲」）
- (2) 乙調査 … 従業者 4 人以上 29 人以下の事業所（調査票名は「工業調査票乙」）

6 調査の方法

- (1) 調査員調査 … 対象事業所に対し、調査員が調査票を個別に配布し回収する。
- (2) 本社一括調査 … 経済産業大臣が指定する企業の本社に対し、傘下の調査対象事業所ごとの調査票を送付し、本社が事業所ごとの調査票を作成し一括して提出する。
- (3) 国直送調査 … 本社一括調査企業に属さない企業で、複数の傘下調査対象事業所がある企業の対象事業所に対し、経済産業省が調査票を直接送付し回収する。

なお、東日本大震災の影響により調査員の確保が困難な以下の区域において、経済産業省が郵送調査の対象市町村として指定した。

〈一部の区域を郵送調査の対象とした市町村〉

南相馬市、双葉郡富岡町・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村、相馬郡飯舘村

7 主な調査項目

事業所の経営組織、資本金額、従業者数、現金給与総額、原材料・燃料・電力使用額、有形固定資産額、製造品等の年初及び年末在庫額、製造品出荷額、事業所敷地面積、工業用水の使用量など。

II 用語等の解説

1 事業所数

令和元年6月1日現在の従業者4人以上の事業所の数であり、休業中、操業準備中及び操業開始後未出荷の各事業所は含まない。

なお、事業所とは一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

2 従業者数

令和元年6月1日現在の数である。

従業者とは、以下の①から⑧までに該当するものをいう。

本統計表でいう従業者数は、下記算式により算出した「この事業所に従事している男女計」をいう。

$$\begin{aligned} \text{従業者数} = & \text{①個人業主及び無給家族従業者} + \text{②有給役員} \\ & + \text{③常用雇用者 (③正社員・正職員としている人} \\ & + \text{④ ③以外の人 (パート・アルバイトなど))} - \text{⑦ 送出者} \\ & + \text{⑧ 出向・派遣受入者} \end{aligned}$$

- (1) 「①個人業主及び無給家族従業者」とは、以下のア、イに該当するものをいう。
ア「個人業主」とは、個人経営の事業所で、その事業所を経営している人をいう。
イ「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、常時従事している人をいう。ただし、手伝い程度のものは含まない。
- (2) 「②有給役員」とは、事業所の取締役、理事などで役員報酬を得ている人をいう。他の事業所の役員を兼ねている場合であっても、調査対象事業所が役員報酬を支給している場合は、調査対象事業所の有給役員に該当する。
- (3) 「常用雇用者」とは、次のいずれかに該当するものをいい、「③正社員・正職員としている人」及び「④ ③以外の人 (パート・アルバイトなど)」に分けられる。
 - a) 期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人。別経営の事業所へ出向・派遣している人や、臨時職員などと呼ばれている人でも上記に当てはまる場合は、「常用雇用者」に含まれる。
 - b) 個人業主の家族で、実際に雇用者並みの賃金・給与の支払いを受けている人。
 - c) 個人が共同で事業を行っている場合、そのうち1人を個人業主とするが、個人業主としなかった他の人。
- (4) 「③正社員・正職員としている人」とは、常用雇用者のうち「正社員」、「正職員」として処遇している人をいう。一般的に、雇用契約期間に定めがなく（定年制を含む）、事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当する。
- (5) 「④ ③以外の人 (パート・アルバイトなど)」とは、常用雇用者のうち「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」など「③正社員・正職員としている人」以外の人をいう。
- (6) 「⑤臨時雇用者」とは、常用雇用者に該当しない人（1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など）をいう。
- (7) 「⑦送出者」とは、個人業主及び無給家族従業者、有給役員、常用雇用者、臨時雇用者に該当する人のうち、労働派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など調査対象事業所に籍を置いたまま、他企業など別経営の事業所で働いている人をいう。
- (8) 「⑧出向・派遣受入者」とは、別経営の事業所に籍を置いたまま調査対象事業所で働いている人及び人材派遣会社からの派遣従業者をいう。

3 現金給与総額

平成30年1年間に、常用雇用者及び有給役員のうちこの事業所に従事している人に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与(期末賞与等)の額とその他の給与額の合計である。

その他の給与額とは、常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、別経営の事業所へ出向させている人に対する負担額などをいう。

4 原材料使用額等

平成30年1年間ににおける原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計であり、消費税額を含んだ額である。

- (1) 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいい、原材料として用いた石炭、石油なども含まれる。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。
- (2) 燃料使用額とは、生産段階で使用した燃料費、貨物運搬用及び暖房用の燃料費、購入したガスの料金、自家発電用の燃料費などをいう。
- (3) 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。
- (4) 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の国内事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。
- (5) 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいい、派遣受入者に係る支払額、委託生産額などの外注費は含まない。
- (6) 転売した商品の仕入額とは、平成30年1年間に於いて、実際に売り上げた転売品(他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの)に対応する仕入額をいう。

5 製造品出荷額等

平成30年1年間ににおける製造品出荷額、加工賃収入額、製造工程からでたくず・廃物の出荷額及びその他収入額(修理料収入、転売収入など)の合計額であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。

- (1) 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの(原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む)を、平成30年中にその事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。
 - ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
 - イ 自家使用されたもの(その事業所において最終製品として使用されたもの)
 - ウ 委託販売に出したもの(販売済みでないものを含み、平成30年中に返品されたものを除く)
- (2) 加工賃収入額とは、平成30年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。
- (3) その他収入額とは、上記(1)、(2)及びくず・廃物の出荷額以外(例えば、転売収入(仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの)、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等)の収入額をいう。

6 製造品在庫等（従業者30人以上の事業所）

製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、消費税を含んだ額である。原材料を他に支給して製造された委託生産品も含まれる。

7 有形固定資産（従業者30人以上の事業所）

(1) 有形固定資産の額は、平成30年1年間における数値であり、帳簿価額による。

有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。

ア 土地

イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）

ウ 機械及び装置（附属設備を含む）

エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具及び備品等

(2) 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

(3) 有形固定資産の除却・売却による減少額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

有形固定資産の投資総額は以下の算式により算出している。

投資総額＝取得額＋建設仮勘定の年間増減額（増加額－減少額）

8 工業用地（従業者30人以上の事業所）

事業所敷地面積とは、令和元年6月1日現在において事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいう。

ただし、鉱区、住宅、寄宿舍、グラウンド、倉庫及びその他福利厚生施設等に使用している敷地については、生産設備などのある敷地と、道路（公道）、塀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は含めない。

なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含まれる。

9 工業用水（従業者30人以上の事業所）

工業用水とは、事業所内で生産のために使用される用水（従業者の飲料水、雑用水を含む）をいい、1日当たり用水量とは、平成30年1年間に使用した工業用水の総量を平成30年の操業日数で割ったものをいう。

(1) 公共水道は、都道府県又は市町村によって経営される工業用水道又は上水道から供給を受ける水をいう。工業用水道とは、飲用に適さない工業用水に供する水道（工業用水道）から取水した水をいう。上水道とは、一般の水道のことで、飲用に適する水道（上水道）から取水した水をいう。

(2) 井戸水は、浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。

(3) その他の淡水は「(1)公共水道」、「(2)井戸水」、「回収水」以外の淡水をいう。例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水（地表水）、河川敷または旧河川敷内において集水埋きよによって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などである。

10 各種算式

$$\begin{aligned} \frac{\text{生産額}}{\text{(従業者 30 人以上)}} &= \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} \\ &+ (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &+ (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \end{aligned}$$

$$\frac{\text{生産額}}{\text{(従業者 29 人以下)}} = \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額}$$

$$\begin{aligned} \frac{\text{付加価値額}}{\text{(従業者 30 人以上)}} &= \text{製造品出荷額等} \\ &+ (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &+ (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \\ &- (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税} + \text{推計消費税額}) \\ &- \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額} \end{aligned}$$

$$\frac{\text{粗付加価値額}}{\text{(従業者 29 人以下)}} = \text{製造品出荷額等} - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税} + \text{推計消費税額}) - \text{原材料使用額等}$$

$$\frac{\text{原材料率}(\%) }{=} = \frac{\text{原材料使用額等}}{\text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税} + \text{推計消費税額})} \times 100$$

$$\frac{\text{付加価値率}(\%) }{=} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税} + \text{推計消費税額})} \times 100$$

$$\text{有形固定資産投資総額} = \text{有形固定資産の取得額} + \text{建設仮勘定の年間増減 (増 - 減)}$$

$$\frac{\text{労働生産性}}{=} = \frac{\text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税} + \text{推計消費税額})}{\text{従業者数}}$$

$$\frac{\text{労働分配率}(\%) }{=} = \frac{\text{現金給与総額}}{\text{付加価値額}} \times 100$$

$$\frac{\text{製造品等在庫率}(\%) }{=} = \frac{\text{製造品年末在庫額} + \text{半製品及び仕掛品年末価額}}{\text{製造品出荷額等}} \times 100$$

$$\frac{\text{原材料及び燃料在庫率}(\%) }{=} = \frac{\text{年末原材料等在庫額}}{\text{原材料使用額等}} \times 100$$

※ 平成 29 年調査より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は出荷数量等から推計したものである。

※ 推計消費税額は平成 13 年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

1.1 金額項目について

製造品出荷額等などの経理事項については、原則消費税込で把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

1.2 記号及び注記

- (1) 各項目の数値は単位未満を四捨五入しているため、掲載した数値の積み上げと、表中の合計は一致しないことがある。
- (2) 本報告書中、「－」は該当数値なし、「0」及び「0.0」は零又は四捨五入による単位未満、「△」はマイナスを表している。「X」は1又は2の事業所に関する数値であるため、これをそのまま掲げると、個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であり、3以上の事業所に関する数値でも、秘匿した1又は2の事業所に関する数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿とした。

1.3 産業中分類名

産業中分類名は次のように略称を用いた。

中分類番号	産業中分類名	略称	中分類番号	産業中分類名	略称
09	食料品製造業	食料	21	窯業・土石製品製造業	窯業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料	22	鉄鋼業	鉄鋼
11	繊維工業	繊維	23	非鉄金属製造業	非鉄
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	木材	24	金属製品製造業	金属
13	家具・装備品製造業	家具	25	はん用機械器具製造業	はん用
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	紙・パ	26	生産用機械器具製造業	生産
15	印刷・同関連業	印刷	27	業務用機械器具製造業	業務
16	化学工業	化学	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子
17	石油製品・石炭製品製造業	石油	29	電気機械器具製造業	電気
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	プラ	30	情報通信機械器具製造業	情報
19	ゴム製品製造業	ゴム	31	輸送用機械器具製造業	輸送
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革	32	その他の製造業	その他

※重化学工業 16、17、22～31

※軽工業 09～15、18～21、32

1.4 産業3類型

基礎素材型、加工組立型、生活関連・その他型に区分される業種は次のとおりである。

基礎素材型産業	12 木材、14 紙・パ、16 化学、17 石油、18 プラ、19 ゴム、21 窯業、22 鉄鋼、23 非鉄、24 金属
加工組立型産業	25 はん用、26 生産、27 業務、28 電子、29 電気、30 情報、31 輸送
生活関連、その他型産業	09 食料、10 飲料、11 繊維、13 家具、15 印刷、20 皮革、32 その他

15 地区

地区別集計に用いた地区は次の区分による。

県北地区	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡
県中地区	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡
県南地区	白河市、西白河郡、東白川郡
会津地区	会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡
南会津地区	南会津郡
相双地区	相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡
いわき地区	いわき市

Ⅲ 利用上の注意

1 前回までの調査との調整

調整なし

2 調査期日

本書において、「平成23年」は「平成24年経済センサスー活動調査」、「平成27年」は「平成28年経済センサスー活動調査」の数値である。それ以外の年次の数値は工業統計の数値である。調査結果のうち、「製造品出荷額等」、「原材料使用額等」などの経理項目は、表示年次の1年間の数値である。また、「事業所数」、「従業者数」については、以下の調査期日現在の数値である。

表示年次	調査名	調査期日
平成23年	平成24年経済センサスー活動調査	平成24年2月1日
平成27年	平成28年経済センサスー活動調査	平成28年6月1日
それ以外	工業統計調査	調査年の12月31日
平成28年	平成29年工業統計調査	平成29年6月1日
平成29年	平成30年工業統計調査	平成30年6月1日
平成30年	2019年工業統計調査	令和元年6月1日

3 経済センサスー活動調査の集計

「平成23年」「平成27年」における数値は「経済センサスー活動調査」の結果のうち、工業統計調査の範囲に合わせるため、次のア～ウ全てに該当する製造事業所について集計したものである。

ア 従業者4人以上の製造事業所であること。

イ 管理・補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと。

ウ 製造品目別に出荷額が得られた事業所であること。

※「平成23年」における数値は「平成24年経済センサスー活動調査」の調査時点が2月1日現在であることなど工業統計調査の数値とは連結しない部分がある。数値の解釈に当たっては留意されたい。

※「平成28年経済センサスー活動調査」においては、調査時点が6月1日現在へ変更となったこと、調査票の設計等の相違などから、工業統計調査の数値とは連結しない部分がある。数値解釈に当たっては、下記の点について留意されたい。

① 調査事項を簡素化（一部廃止）した個人経営調査票を設けたことにより、個人経営調査票で把握した事業所については、「事業所数」、「従業者数」の項目は集計に含まれるものの、「製造品出荷額等」、「付加価値額」等の項目については含まれていない。

② 金額項目については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費の取り扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で集計した。

4 その他

(1) 時系列データの比較においては下記の理由により前年数値とは接続しない。

ア 平成14年に日本標準産業分類が改訂され、「もやし製造業」、「新聞業」、「出版業」が平成14年工業統計調査から調査対象外となったが、平成13年以前の数値については、これらを含めて掲載している。

イ 平成19年調査から、製造以外の活動を把握する目的で、製造品出荷額等

に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加した。

- (2) 平成19年調査の前年比については、事業所の捕捉（平成18年事業所・企業統計調査で製造業に格付けされた事業所の追加）を行ったため、時系列を考慮し、当該捕捉事業所を除いたもので計算している。
- (3) この報告書から抜粋又は新たに資料を作成して利用する場合は、「福島県統計課編『2019年工業統計調査結果報告書』から抜粋（又は作成）」と明記してください。
- (4) この報告書に関するお問い合わせは、下記に御連絡ください。
〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県企画調整部統計課
電話 (024)521-7147 (直通)
E-mail: toukei@pref.fukushima.lg.jp